

## 非自発的失業者の方は 国民健康保険税が 軽減されます

非自発的失業者の方に対しては、在職中と同程度の負担で国民健康保険に加入できるよう、平成22年4月分から国民健康保険税を軽減します。なお、国民健康保険税は、6月中旬に納税通知書(当初課税)を発送することになっていきます。

一方、今回の軽減対策のための電算プログラム修正は、6月末まで時間を要します。

このため、ご案内の軽減対策を6月の通知に反映することはできませんので、軽減申告書をあらかじめ提出いただいた方については、6月中旬にいったん軽減前の内容で納税通知書を送付いたしますので、第一期分の国保税を納付願います。

7月中旬の第二期更正時に合わせて、軽減を反映させた更正通知書を改めて送付いたしますので、減額された第二期以降の納付をお願いします。

また、ご案内の軽減対策を受けるための申告には、特に期限はありませんが、該当した場合は速やかに申告をお願いします。



### ●対象者は？

離職の翌日から翌年度末までの期間において、

- ① 雇用保険の特定受給資格者  
(例：倒産・解雇などによる離職)
- ② 雇用保険の特定理由離職者  
(例：雇い止めなどによる離職)

として失業等給付を受ける方(非自発的失業者)です。

なお、雇用保険の適用除外の方または雇用保険の受給資格のない方は、この軽減対策の対象とはなりません。

また、雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者となる条件を満たしても、実際に公共職業安定所で雇用保険の手続きをしませんと対象者の判定ができませんので留意ください。

### ●軽減額は？

国民健康保険税は、前年所得などを基に算定します。

非自発的失業者に対する軽減は、本人の所得のうち給与所得を100分の30とみなして算定することにより行います。

なお、4月1日を賦課期日とする、低所得世帯に対する均等割額軽減判定の際の取り扱いも同様です。

### ●軽減期間は？

この軽減の対象となる期間は、離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで

です。

国民健康保険に加入中は、途中で再就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

### ●制度が始まる前の失業は対象外ですか？

制度が始まる前1年以内(平成21年3月31日以降)に離職された方は、平成22年度に限り国民健康保険税の軽減が適用されます。

### ●軽減を受けるためには？

非自発的失業に係る国民健康保険税の軽減を受けるためには、「特例対象被保険者等に係る申告」をしていただかなければなりません。

本市に転入された方は、転入前の市区町村で既に申告されている場合でも、改めて本市での申告が必要になります。

### ●申告する方は？

国民健康保険税の納税義務者である世帯主の方が申告することになります。

なお、世帯主以外の方が非自発的失業者である国保被保険者の場合、その方が代理で申告されてもかまいません。

### ●申告に必要な書類等は？

- ① 申告書(用紙は窓口備付け)

### ② 雇用保険受給資格者証

(原本を提示してください。写しをいただきます。受給期間終了などのため紛失・滅失してしまった場合は、公共職業安定所で再交付してもらってください。)

### ③ 印鑑(認印)

### ●申告受付場所(窓口)・時間

- ・市役所本庁収税課国保税係
- ・湯津上支所総合窓口課管理係
- TEL (98) 2111
- ・黒羽支所観光経済課諸税収納係
- TEL (54) 1114

午前8時30分～午後5時15分  
(土・日・祝日を除く)

※受付期間は特に設けません。非自発的失業者に該当したときは、速やかに申告してください。

### ●その他

非自発的失業者が、離職されて健康保険の任意継続被保険者となり保険料を前納した後に、ご案内の軽減対策に伴い国民健康保険に加入するため、保険料前納がなかったものと申し出た場合は、申し出された月の翌月の保険料納付期日の翌日が、国民健康保険の加入日となります。

### ■問い合わせ

収税課国保税係

TEL (23) 8639

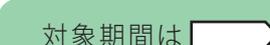


## 非自発的失業者に係る国民健康保険税軽減の対象期間

非自発的失業者については、離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで、失業者の所得のうち給与所得を30/100として国民健康保険税を算定します。

ただし、再就職して健康保険（社会保険など）に加入したときは、その時点までとします。

（注）非自発的失業者：雇用保険の特定受給資格者および特定理由離職者

		H21年4月	H22年4月	H23年4月	H24年4月	
対象期間	離職日	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
平成20年度以前	離職日 H20.4.1 ~ H21.3.30	→		← 施行日 H22.4.1		
	離職日 H21.3.31		→	22年度末まで		
平成21年度	離職日 H21.4.1 ~ H22.3.30		→	22年度末まで		
	離職日 H22.3.31			→	23年度末まで	
平成22年度以降	離職日 H22.4.1 ~ H23.3.30			→	23年度末まで	
	対象期間は  により表され、そのうち、平成22年4月1日施行日以降で緑に塗り潰された期間が、国税税が軽減されます。			→	24年度末まで	
	離職日 H23.3.31			→	24年度末まで	
	離職日 H23.4.1 ~ H24.3.30			→	24年度末まで	

## 非自発的失業者に対する国保税軽減措置の試算

【夫婦とも40歳未満、子1人の場合】

（単位：千円）

試算例	前年（平成21年）中の所得					協会けんぽの保険料額（年額）	本市の平成22年度国保税	
	給与収入	給与所得(A)	その他の所得(B)	合計所得(A)+(B)	給与所得を30/100した場合の合計所得		軽減前（年額）	軽減後（年額）
①	10,000	7,800	—	7,800	2,340	467	590	318.7
②	5,000	3,460	—	3,460	1,038	234	416.2	176.7 [2割]
③	3,000	1,920	2,000	3,920	2,576	140	456.3	339.3
④	3,000	1,920	—	1,920	576	140	282.3	93.3 [5割]
⑤	1,500	850	—	850	255	70	160.3 [2割]	43.2 [7割]

（注）○ 給与所得及びその他の所得（事業、不動産、雑、一時所得など）は、夫の所得と仮定。  
 ○ 協会けんぽの保険料は、保険料率9.34%、標準報酬月額と賞与の割合を勘案せずに算出。  
 ○ 軽減は、給与所得を30/100として所得割額を算定。本市の税率・課税限度額は、平成22年度で算出。  
 [ ] 内の割合は、低所得世帯に対する応益割額（被保険者別均等割額）の7・5・2割軽減該当を表す。